

第1855号
令和7年2月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 1 プロバイダ責任制限法（令和3年法律第27号による改正後のもの）5条2項の規定は権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用される
- 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例
- 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえないとされた事例

(令和5年(受)第1583号・令和6年1月23日 第二小法廷判決 一部破棄自判・一部棄却)

- 靖國神社は、国から第二次世界大戦で戦没した軍人・軍属の氏名等の情報の提供を受け、それらの者を合祀していたところ、国が、Xらの了承を得ずに、靖國神社にXらの各父親の情報を提供した行為について、Xらの国に対する損害賠償請求を棄却すべきものとした原審の結論が是認された事例

(令和6年(受)第275号・令和7年1月17日 第二小法廷判決 捜却)

◎最高裁判所裁判例要旨 12

(民事)

- 検察官が被疑者として取り調べた者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体が、民訴法220条3号所定のいわゆる法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した上記記録媒体の所持者である国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例

(令和6年(許)第5号・令和6年10月16日 第二小法廷決定 破棄自判)

- 大学の講師の職が大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとされた事例

(令和5年(受)第906号・令和6年10月31日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

◎記事 13

- 叙位・叙勲（11月分、死亡者のみ）
- 人事異動（令和6年12月24日～令和7年1月20日）

◎最高裁判所規則 14

- 裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

裁判例

民事

- ◎ 1 プロバイダ責任制限法（令和3年法律第27号による改正後のもの）5条2項の規定は権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用される
- 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例
- 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえないとされた事例

件名 発信者情報開示等請求事件

最高裁判所令和5年（受）第1583号
令和6年1月23日 第二小法廷判決
一部破棄自判、一部棄却

上告人 株式会社NTTドコモ

被上告人 X

原審 大阪高等裁判所

主文

- 原判決中、別紙目録記載1及び3の各情報の開示請求に関する部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 前項の部分に関する被上告人の請求をいずれも棄却する。
- 上告人のその余の上告を棄却する。
- 訴訟の総費用は、これを8分し、その1を上告人の負担とし、その余を被上告人の負担とする。

理由

上告代理人渡邊峻ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、インスタグラム（インターネットを利用して画像等を投稿することができる情報ネットワーク）上のアカウント（以下「本件アカウント」という。）における投稿により権利を侵害されたとする被上告人が、本件アカウントへのログインのために行われた8回の通信（以下「本件各ログイン」という。）について、インターネット接続サービスを提供した経由プロバイダである上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）に基づき、本件各ログインに係る別紙目録記載の各情報（以下「本件各情報」という。）の開示を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) インスタグラムの利用者は、その運営者に対してインターネットを通じてパスワード等を送信し、アカウントにログインした状態でなければ、投稿をすることができない。上記運営者は、上記の送信に係るIPアドレス及び通信日時を記録しているが、投稿時の通信に係るこれらの情報を記録していない。

(2) 氏名不詳者（以下「本件投稿者」という。）は、本件アカウントにおいて、令和3年4月29日に第1審判決別紙投稿記事目録の投稿①～④記載の各記事を、日時不明の時期に同目録の投稿⑤記載の記事をそれぞれ投稿した（以下、それぞれの投稿を同目録の番号に従い「本件投稿①」などといい、併せて「本件各投稿」という。）。本件各投稿は、いずれも被上告人を被写体とする写真を無断で掲載し、社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであった。被上告人は、本件投稿者に対し、上記の人格的利益の侵害に基づく損害賠償請求訴訟の提起を準備している。

(3) 本件投稿者は、令和3年5月20日から同年6月13日までの間、第1審判決別紙IPアドレス目録のIPアドレス①～⑧記載の各接続日時に本件各ログインを行った（以下、それぞれの通信を同目録の番号に従い「本件ログイン①」などといいう。）。上告人は、本件各ログインにつきインターネット接続サービスを提供した者であって、本件各情報を保有している。

(4) 本件アカウントにおいては、本件投稿①～④がされてから本件各ログインがされるまでの間に、上告人の提供するインターネット接続サービスを利用した2回のログインのための通信（令和3年4月29日と同年5月1日にされたもの。以下「本件介在ログイン」という。）がされたが、上告人は、自らが保有する通信記録の中から本件介在ログインに対応するものを特定できなかった。

(5) 令和4年10月1日、特定電気通信役務提供者

の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号。以下「令和3年改正法」とい、同法による改正前の法を「改正前法」と、同改正後の法を「改正後法」という。）及び特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号。以下「施行規則」という。）が施行された。

改正前法は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、所定の要件を満たす場合、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる旨を規定していた（4条1項）。

これに対し、改正後法は、特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信（以下「ログイン通信等」という。）のうち、一定の範囲のものを侵害関連通信と規定した（5条3項、施行規則5条）上で、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、所定の要件を満たす場合、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該権利の侵害に係る発信者情報（侵害関連通信に係るIPアドレス等である特定発信者情報を含む。）の開示を請求することができ（5条1項、施行規則2条、3条）、また、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者に対し、当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる旨を規定している（5条2項）。

（6）原審は、令和5年2月、口頭弁論を終結した。

3 原審は、前記事実関係等の下において、本件請求については、改正前法4条1項の規定が適用され、本件各ログインと本件各投稿をした者が同一人であることからすれば、本件各情報は同項にいう「権利の侵害に係る発信者情報」に当たるなどとして、被上告人は、上告人に対し、本件各情報の開示を請求することができると判断し、本件請求をいずれも認容すべきものとした。

4 しかしながら、原審の前記判断のうち、別紙目録記載2の情報の開示請求に関する部分は結論において是認することができるが、その余の部分は是認することができない。その理由は次のとおりである。

（1）原審の口頭弁論終結時には既に令和3年改正法が施行されているが、本件各投稿及び本件各ログインは同法の施行前にされたものであり、このような場合にも、改正前法4条1項の規定ではなく、改正後法5

条2項の規定が適用されるか否かが問題となる。

令和3年改正法附則には、改正前法4条2項の規定による意見の聴取を改正後法6条1項の規定によりされた意見の聴取とみなす旨の定めがあるものの（2条）、令和3年改正法その他の法令において、そのほかに、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年改正法の施行前にされた場合について、改正後法の規定の適用を排除し、改正前法の定めるところによる旨の経過措置等の規定は置かれていない。また、令和3年改正法は、改正後法5条において、発信者情報の開示請求権の要件を一部整理するなどしたものであって、発信者情報の開示請求権そのものを新たに創設したものではない。

以上によれば、改正後法5条2項の規定は、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年改正法の施行前にされたものである場合にも適用されると解するのが相当である。

そうすると、本件請求について、改正前法4条1項が適用されると解する余地はないというべきであって、これと異なる原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。

（2）もっとも、前記事実関係等によれば、本件各ログインが改正後法5条2項にいう「侵害関連通信」といえるのであれば、本件請求は同項が規定する要件を全て満たすといえる。そして、本件各ログインは施行規則5条2号に掲げる符号の電気通信による送信に当たるところ、これが本件各投稿との関係で同条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たる場合には、本件各ログインは「侵害関連通信」ということができるから、以下、この点について検討する。

ア 改正後法5条1項、2項は、侵害情報の発信者の特定のためには当該侵害情報の送信に係る発信者情報の開示を認めるのが最も適切と考えられるものの、これにより当該発信者を特定することができない場合にログイン通信等に係る情報の開示を求めることができないとすれば侵害情報の流通により権利を侵害された被害者の救済が不十分になる一方で、ログイン通信等それ自体は権利侵害性を有しないことから、被害者の権利救済の必要性と通信者等のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密との均衡を踏まえた要件の下で、被害者が、侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる旨を明示的に規定したものと解される。改正後法5条3項は、このような趣旨の下で、上記の開示請求の対象範囲を画する侵害関連通信について、侵害情報の発信者が行った当該侵害情報の送信に係るログイン通信等であって、当該「侵害情報の発

信者を特定するために必要な範囲内であるもの」としてその具体的な内容を総務省令に委任しているものと解され、これを受けた施行規則5条柱書きは、侵害関連通信について、同条各号に掲げる符号の電気通信による送信であって、それぞれ「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」としている。

施行規則5条柱書きの上記文言や被害者の権利救済のために侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求権を規定した改正後法の上記趣旨に照らせば、少なくとも他のログイン通信等に係る情報により侵害情報の発信者を特定できない場合にまで、侵害情報の送信との間に一定の時間的間隔があるなど当該送信との関連性を低下させ得る事情があることを理由として、一律に「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」といえない解することは相当でない。

他方で、ログイン通信等は、それが侵害情報の発信者によって行われたものであるとしても、それ自体に権利侵害性はない上、開示対象となる情報の内容は、通信がされた時期や通信に利用された機器等によって異なることがあり、通信の時間・場所など当該発信者の行動等まで推知させる情報や、当該発信者が利用したインターネット接続サービスに関する契約を締結している第三者の情報等も含み得るから、その開示によりこれらの者の権利利益が制約されることは否定できない。そして、上記の制約の程度は、開示の対象となるログイン通信等の数が増加するに従ってより大きなものとなる一方で、被害者においては、ログイン通信等のうちの一つに係る情報により侵害情報の発信者を特定できるのであれば、更にその他のログイン通信等に係る情報の開示を求める必要性があるということはできない。

以上に鑑みると、施行規則5条柱書きが侵害関連通信を「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」としたのは、同条各号に掲げる符号の電気通信による送信それぞれについて、開示される情報が侵害情報の発信者を特定するために必要な限度のものとなるように、個々のログイン通信等と侵害情報の送信との関連性の程度と当該ログイン通信等に係る情報の開示を求める必要性とを勘案して侵害関連通信に当たるもの限定すべきことを規定したものであると解される。そして、上記各送信のうち、施行規則5条2号に掲げる符号の電気通信による送信（以下「ログイン通信」という。）についてみれば、時間的近接性以外に個々のログイン通信と侵害情報の送信との関連性の程度を示す事情が明らかでない場合が多いものと考えられるところ、そのような場合には、少なくとも侵害情報の送信と最も時間的に近接するログイン通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たり、それ

以外のログイン通信は、あえて当該ログイン通信に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情があるときにこれに当たり得るものというべきである。

イ 本件について、本件投稿①～④との関係でみると、これらの投稿と本件各ログインとの関連性の程度を示す事情は両者の時間的近接性以外にうかがわれないところ、本件各ログインの中では、本件投稿①～④の21日後にされた本件ログイン②が、これらの投稿と最も時間的に近接する。また、本件投稿①～④と本件ログイン②との間には本件介在ログインが存在するが、上告人は自らが保有する通信記録の中から本件介在ログインに対応するものを特定できておらず、本件介在ログインに係る情報からこれらの投稿をした者を特定することは困難であって、あえて本件ログイン②に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情があるといえる。

したがって、本件ログイン②は、本件投稿①～④との関係で、施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるというべきである。

他方で、本件ログイン①、③～⑧は、本件ログイン②と比べ、本件投稿①～④と時間的に近接していない。そして、上告人は本件ログイン②に係る発信者情報を保有しており、これに加えて、あえて本件ログイン①、③～⑧に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情はうかがわれない。

したがって、本件ログイン①、③～⑧が、本件投稿①～④との関係で、施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるということはできない。

また、本件投稿⑤との関係でみても、当該投稿がされた日時は不明であって、本件各ログインのいずれがこれと最も時間的に近接するかは明らかでなく、ほかに両者の関連性の程度を示す事情もうかがわれないことからすれば、本件ログイン①、③～⑧が、当該投稿との関係で、上記「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるということはできない。

5 以上によれば、本件ログイン②に係る別紙目録記載2の情報の開示請求を認容すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができ、この点に関する論旨は採用することができない。他方、本件ログイン①、③～⑧に係る同目録記載1及び3の各情報の開示請求に関する原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、この点に関する論旨は理由がある。

したがって、原判決中、別紙目録記載1及び3の各情報の開示請求に関する部分は破棄を免れず、当該請求は理由がないから、当該請求に関する部分につき第

1審判決を取り消して、当該請求をいずれも棄却すべきであり、その余の上告は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官
草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 靖國神社は、国から第二次世界大戦で戦没した軍人・軍属の氏名等の情報の提供を受け、それらの者を合祀していたところ、国が、Xらの了承を得ずに、靖國神社にXらの各父親の情報を提供した行為について、Xらの国に対する損害賠償請求を棄却すべきものとした原審の結論が是認された事例

件名 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求事件

最高裁判所令和6年(受)第275号

令和7年1月17日 第二小法廷判決 棄却

上告人 X ほか3名

被上告人 国

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人内田雅敏ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 靖國神社は、被上告人から第二次世界大戦で戦没した軍人及び軍属の氏名等の情報の提供を受け、それらの者を合祀していた。本件は、大韓民国の国籍を有する上告人らが、被上告人に対し、被上告人が、上告人らの了承を得ずに、靖國神社に上告人らの各父親の情報をも提供した行為(以下「本件情報提供行為」という。)は違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく慰謝料の支払等を求める事案である。

2 所論は、本件情報提供行為は、靖國神社による前記各父親の合祀(以下「本件各合祀」という。)のために必要なものであり、上告人らの信仰生活の静謐や遺族としての自己決定権など、不法行為法上の保護を受けるべき権利ないし法的利益を侵害する違法なものであるのに、これを否定した原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

3 原審の適法に確定した事実関係によれば、本件各合祀は昭和34年10月17日までにされている一方、本件訴えの提起は平成25年10月22日にされている。そうすると、本件情報提供行為が違法か否かについて判断するまでもなく、上告人らの請求に係る損害賠償請求権については、平成29年法律第44号による改正前の民法724条後段の除斥期間が経過していることが明らかである。そして、原審が適法に確定した事実及び上告人らの主張を精査しても、被上告

人が上記除斥期間の主張をすることが、信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情があるとはうかがわれない。

4 したがって、本件情報提供行為に係る上告人の損害賠償請求を棄却すべきものとした原審の結論は是認することができる。論旨は、原判決の結論に影響を及ぼさない事項についての違法をいうに帰着し、採用することができない。

なお、その余の請求に関する上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官三浦守の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官尾島明の補足意見がある。

裁判官尾島明の補足意見は、次のとおりである。

私は、被上告人の本件情報提供行為が仮に上告人が主張するように国家賠償法上違法であったとしても、そのことは除斥期間の規定(平成29年法律第44号による改正前の民法724条後段)の適用により原判決の結論に影響しないことになるので、論旨について判断をせずに本件上告を棄却するのが相当であると考える。三浦裁判官の反対意見が上告人らの損害賠償請求権について除斥期間が経過していることが明らかとはいえないとしていることに鑑み、この点に関する私の意見を補足して述べておきたい。

1 最高裁令和5年(受)第1319号同6年7月3日大法廷判決・民集78巻3号登載予定は、「(不法行為によって発生した損害賠償)請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる」としているところ、被上告人は、原審において、仮に上告人らの被上告人に対する損害賠償請求権が成立するとしても、同請求権は除斥期間の経過により消滅している旨主張している。そうすると、仮に同請求権が認められることになる場合には、同請求権の消滅が著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないかが問題となる。

原判決は、本件情報提供行為によって法的保護の対象となる上告人らの権利利益が侵害されたということはできない旨の判断をしており、除斥期間の主張について触れるところはない。しかしながら、原審が適法に確定した事実に基づき、記録からうかがわれる上告人らが主張する事実を最大限考慮したとしても、被上告人が除斥期間の主張をすることが信義則に反し又は権利の濫用になるといえないことは、以下に検討するとおり、更に審理をするまでもなく明らかであると思

われる。

2 まず、本件情報提供行為により上告人らが被ったとされる被害の程度について検討してみる。

靖國神社が上告人らの各父親について行った本件各合祀は、信教の自由を保障された一宗教団体が挙行した宗教上の行為そのものであって、上告人らの承諾を得ないままされたものであっても、上告人らに対する不法行為を構成すると評価することは困難である（ある宗教団体が、関わりのない他人を当該他人やその関係者の承諾を得ることなく、教祖や祭神として崇めることがあるとすると、当該他人等が不快に感じたり、あるいは当該他人等が他の宗教の敬虔な信者であれば、その宗教感情を著しく害されたりすることもあり得るであろう。しかし、宗教団体がその教義等に基づき何者かを教祖ないし祭神として崇めていることに対し、他人が損害賠償を求めるることは、当該宗教団体の行為が別途当該他人の社会的評価、信用、名誉感情等を害するものといい得るような場合であればともかく、通常は認められないと思われる。）。このように考えると、靖國神社が上告人らの各父親を合祀し、祭神としていること自体を捉えて、これにより上告人らの権利利益が侵害されているということは困難であるといわざるを得ない。

もっとも、被上告人の責任ということになると、憲法20条3項の政教分離規定があるために、上記靖國神社の賠償責任の有無とは異なるところがある。政教分離規定はいわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではない（最高裁昭和57年（オ）第902号同63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁参照）としても、国があえて政教分離規定に反する行為を行って個人の敬虔感情を傷つけるようなことはしないであろうと私が期待するのは合理的なことであるとみる余地がある。このような政教分離規定に反する国の行為により個人が損害を被るという態様の不法行為の主張の当否は更に検討を要するとしても、国が私人の合理的期待に反することをしたことにより被ることが想定される精神的損害の程度は、当該私人の宗教的思いの深さに応じて異なるであろうが、それでも賠償責任を認め得る損害という観点からは個人の生命や身体に対する重大な侵害に比較すると相当程度軽度なものであるといわざるを得ない。

また、本件においては、被上告人において上告人が権利行使をすることを殊更妨げたという事情はうかがわれない。

そうすると、更に審理をするまでもなく、本件情報提供行為によって損害賠償請求権が仮に生じたとしても、その除斥期間の経過による消滅が著しく正義・公

平の理念に反し、到底容認することができない程度のものとはいえない、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用といえないことは明らかであると思われる。

3 また、上記のように靖國神社が自由に行うことができる合祀自体あるいは合祀された状態の継続が上告人らの関係で不法行為にならないのが原則である以上、被上告人がその共同不法行為者になるということもない。したがって、上記2のように被上告人の不法行為を観念するとしても、被上告人が本件各合祀のために上告人らの父親ごとに行った1回限りの情報提供行為が政教分離規定に反することを根拠とするものとして捉えるしかなく、仮にこれにより損害賠償請求権が発生するとしても、その発生時点は各本件情報提供行為に基づく本件各合祀がされた時ということになるから、本件では遅くとも昭和34年10月17日であると考えられる。

4 以上によれば、原審は除斥期間の主張について審理判断をしていないのであるが、原審認定事実を前提に上告人らの主張を精査して、上告人らが請求し得る損害賠償請求権の存在を仮に想定したとしても、これが除斥期間の経過により消滅していることは明らかであるから、論旨は、結局のところ原判決の結論に影響しないものであるといわざるを得ず、本件上告を棄却すべきである。

裁判官三浦守の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、原判決が被上告人の損害賠償責任を否定した判断は、国家賠償法1条1項の解釈適用を誤って、必要な審理を尽くさなかった違法があり、原判決を破棄して事件を原裁判所に差し戻すのが相当であると考える。以下、その理由を述べる。

1 本件は、大韓民国の国籍を有する上告人らが、被上告人の本件情報提供行為並びにこれに基づき靖國神社が上告人らの各父親（以下「本件各被合祀者」という。）を合祀した行為（以下「本件各合祀行為」という。）及びこれを継続している行為（以下、この行為を「本件各合祀継続行為」といい、これと本件各合祀行為を併せて「本件各合祀行為等」という。）が、上告人らの人格権等を侵害するものであり、被上告人と靖國神社との共同不法行為又はそれぞれ単独の不法行為に当たるとして、被上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく慰謝料の支払等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）靖國神社は、明治2年に太政官布告により創立された東京招魂社を前身とし、明治12年に靖國神社と改称され、別格官幣社に列せられていたが、第二次世界大戦の終戦後、連合国軍最高司令官総司令部（以下「GHQ」という。）がいわゆる神道指令を発した

こと等から、昭和21年、宗教法人となり、昭和27年、宗教法人法に基づく宗教法人となった。

(2) 靖國神社における合祀は、国事に殉じた者を祭神として祀る祭祀であって、祭神簿に基づき被合祀者の祭神名を墨書した靈璽簿について、靈璽簿奉安祭、合祀祭等が行われ、靈璽簿等は、靖國神社において保管管理される。

戦没者の合祀については、一定の基準に該当する者を合祀しており、各被合祀者の遺族の同意を得ていなければ。合祀をした際、靖國神社は、判明している遺族に対し合祀の通知を行い、遺族から問い合わせがあったときは合祀に関する情報を回答する。

(3) 第二次世界大戦で戦没した軍人等の合祀について、終戦前は、陸軍省又は海軍省が一定の基準を定め、個別審査を行った上で、陸軍大臣又は海軍大臣から天皇に上奏してその裁可を経て決定され、執行されていた。

昭和21年、GHQは、靖國神社に対し、合祀祭等を禁止するなどしたが、昭和23年、被上告人は、靖國神社に対し、被上告人が所有し保管する戦没者の情報に係る資料を引き渡すなどし、靖國神社は、被上告人から提供された情報に基づき合祀を行った。

(4) 昭和27年4月、連合国軍による占領が終了し、被上告人と靖國神社は、昭和31年1月及び2月、打合会において、その後の事務の流れとして、靖國神社は既合祀者名簿を各都道府県に送付し、各都道府県は合祀基準に該当する戦没者につき祭神名票を作成して厚生省引揚援護局に送付し、同局は祭神名票を靖國神社に送付し、靖國神社はこれにより祭神簿及び靈璽簿を作成するとともに、合祀通知状を作成して各都道府県に送付し、各都道府県はこれを各遺族に送付することを確認した。

厚生省引揚援護局長は、昭和31年4月、各都道府県に対し、「靖國神社合祀事務に対する協力について」

(同月19日援発第3025号厚生省引揚援護局長通知。以下「昭和31年局長通知」という。)を発し、上記事務の流れに沿う「靖國神社合祀事務協力要綱」を示すなどして、靖國神社の合祀事務への協力を求めるとともに、当該事務処理の経費は国費負担とする旨等を通知した。

被上告人と靖國神社は、昭和31年1月から昭和45年6月までの間、上記打合会を含め合計21回にわたり、靖國神社内において打合会を行ったが、その際、被上告人から靖國神社に対し、今後の合祀基準や合祀の対象者に関する提案や意見等を述べるなど、合祀基準等についても協議を行った。

その間、厚生省援護局から各都道府県に対し、靖國神社の合祀事務に対する協力に関する複数の通知が発

せられた。

(5) 被上告人は、昭和31年局長通知等に基づき、都道府県の協力を得て、靖國神社に対し、第二次世界大戦で戦没した軍人等の氏名等の情報を提供した(以下、この提供行為全体を「戦没者情報提供行為」という。)。上記情報に基づき、靖國神社において、多数の戦没者の合祀が行われたが、昭和32年から昭和47年までの間だけで被合祀者数の合計は100万人を超える。このような情報の提供は、昭和61年頃までされていた。

(6) 戦没者情報提供行為は、個々の戦没者について、氏名のほか、階級、所属部隊、死亡の年月日、場所及び原因等の事項を記載した祭神名票を送付して行われた。靖國神社においては、合祀基準に該当することが確認された戦没者に係る祭神名票の氏名等の事項を書き写して祭神簿を作成し、これに基づき被合祀者の祭神名を墨書して靈璽簿を作成した。祭神名票は、祭神簿及び靈璽簿の原票として取り扱われ、靈璽簿等とともに、靖國神社において保管管理されている。

(7) 被上告人は、靖國神社以外の団体等が第二次世界大戦における軍隊等に関する名簿や書籍等を発行する場合、戦没者等の情報を提供していた。

(8) 上告人らは、大韓民国の国籍を有する者であり、上告人らの各父親である本件各被合祀者は、第二次世界大戦において、我が国の軍隊の下で行動したために戦死又は戦病死をしたものであるが、本件情報提供行為に基づき、昭和34年4月6日又は同年10月17日、創氏改名による日本式の氏名によって、本件各合祀行為がされ、靖國神社が所有し管理する靈璽簿等に記載されている。

3 原判決は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却すべきものとした。

本件各合祀行為等は、宗教法人である靖國神社に保障されている信教の自由によりすることができる宗教的行為であり、そのような行為が、最高裁昭和57年(才)第902号同63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁(以下「昭和63年大法廷判決」という。)にいう強制や不利益の付与を伴うものとも認め難いから、それにより本件各被合祀者を敬愛追慕する人格権等が侵害されたという上告人らの主張を採用することはできない。本件各合祀行為等が上告人らの上記人格権等を侵害するものとはいえない以上、本件情報提供行為によってこれらの権利等が侵害されたということもできない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 私人間の法律関係においては、信教の自由を有

する私人相互の権利利益の調整の問題として、個人が他者の宗教上の行為によって静謐な信仰生活を送る利益等を害されたことを理由として、当該他者との関係で、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めるることはできないと解される。しかし、国家には信教の自由がなく、むしろ宗教的活動を禁止されているから、個人と国家との法律関係は、私人間のそれと異なるものである。

他方で、個人が亡くなった近親者を敬愛追慕することは、宗教上、習俗上その他人間としての基本的な精神的営みであり、そのために平穏な精神生活を維持することは、個人の尊厳及び幸福追求に深く関わるものであって、正当な理由なく公権力によって妨げられることのない人格的利益として、憲法13条及び20条1項の趣旨に照らし尊重に値するというべきである。

国家が憲法20条3項の政教分離規定に違反して私人の宗教的行為を援助し促進するなどの宗教的活動を行い、これにより、他者の上記人格的利益が害されたと評価できる場合、それが強制や不利益の付与を伴うものでないとしても、国家との関係において、当該他者の法的利益が侵害されたものということができるものと解される。このような場合に、当該私人の信教の自由を理由として、国家が損害賠償責任を免れるのは不合理である。そのことは、当該他者が当該私人に対し直ちに法的救済を求めることができることを意味するものではなく、当該私人の信教の自由を不当に制限するものでもない。

なお、昭和63年大法廷判決は、憲法20条3項の規定が制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを保障するものではないから、同項に違反する国家の宗教的活動も、それが同条1項前段又は2項に違反して信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではないとしているが、信教の自由の保障及びその侵害が同条1項前段又は2項の問題であるとしても、同条3項に違反する国家の宗教的活動について、国家賠償法1条1項の適用上、一定の法的利益を侵害する違法と評価することが否定されるものではないと解される。

(2)ア 憲法20条3項の政教分離規定は、国家と宗教との関わり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものである。国家が私人の宗教的行為に必要な情報を調査して提供する場合、当該宗教的行為の性格や当該情報を調査して提供することとした経緯等には様々なものがあり得るところであり、当該情報の調査及び提供が、上記諸条件

に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて、政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的行為の性格、当該情報の調査・提供をすることとした経緯、当該情報の調査・提供の態様及びこれと当該宗教的行為との関連性、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解される。

イ 前記事実関係等によれば、靖國神社における合祀は、宗教法人である靖國神社の中心的な宗教的行為であり、靖國神社の創立以来の経緯及び憲法20条3項の趣旨に照らし、靖國神社における第二次世界大戦の戦没者の合祀に対する被上告人の直接的な協力は、同項による政教分離制度の中心に位置する問題である。

第二次世界大戦の戦没者について、合祀基準に該当する全ての者の合祀を決定するためには、その対象となる個々の戦没者について、祭神名票に記載される上記事項について調査をして正確な情報を得る必要があり、特段の事情がある場合を除き、被上告人及び都道府県がこれに協力しなければ不可能であったと考えられる。

被上告人は、靖國神社との多数回の打合会を踏まえ、昭和31年局長通知等に基づき、合祀基準に該当する全ての戦没者の合祀を援助し促進するため、約30年もの長期にわたり、都道府県の協力を得て、被上告人の経費負担の下で組織的に、靖國神社に対し、合祀の決定に不可欠な情報を調査して提供したものであり、これにより、100万人を超える膨大な数の戦没者の合祀が行われたということができる。

戦没者情報提供行為について靖國神社の要請があるとしても、靖國神社における合祀に不可欠な情報の調査及び提供は、政教分離原則との関係において、他の団体等の非宗教的な目的に係る要請に対する調査回答と同様のものと評価することは困難である。

他方で、原審において、被上告人が、連合国軍による占領の終了後、靖國神社との打合会を行うなどして戦没者情報提供行為をすることとした理由など、その経緯に関する具体的な認定及び検討はされていない。

また、被上告人と靖國神社との打合会においては、今後の合祀基準や合祀の対象者についても協議がされていたところ、本件各被合祀者は、戦前に我が国が統治した朝鮮の出身者であって、そのような戦没者に関する情報は、都道府県による調査の範囲を超えており、被上告人による調査の可否を踏まえ、これを合祀の対象者とすることについても、両者の間で協議がされたものと考えられるが、原審において、こうした協議の状況に関する具体的な認定及び検討はされていない。

本件情報提供行為が憲法20条3項に違反するか否

かについては、以上に述べた事情を含め、本件各合祀行為等の性格、本件情報提供行為をすることとした経緯、本件情報提供行為の態様及びこれと本件各合祀行為等との関連性、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものである。

(3) 前記事実関係等によれば、本件各被合祀者は、戦前に我が国が朝鮮を統治したことにより、第二次世界大戦において、我が国の軍隊の下で行動したために戦死等をしたものであるが、本件情報提供行為に基づき、創氏改名による日本式の氏名によって、本件各合祀行為がされ、靖國神社が所有し管理する靈璽簿等に記載されている。

また、本件情報提供行為は、本件各被合祀者の合祀を決定するために不可欠な情報を個別に提供したものであり、本件情報提供行為がなかったとしても本件各合祀行為が可能であったと認められる事情はうかがわれない。

靖國神社における合祀は、国事に殉じた者を祭神として祀る宗教的行為であり、そのような合祀を望まない遺族にとって、亡くなった近親者を敬愛追慕するという宗教上、習俗上その他人間としての基本的な精神的営みに影響を及ぼし得るものである。そして、本件各合祀行為等については上告人ら遺族が了承していない上、我が国と朝鮮との歴史的な関係、本件各被合祀者が戦死等をするに至った経緯、戦前における靖國神社の役割等に鑑みると、上告人らが本件各合祀行為等を認識することにより、本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持することが妨げられたという主張には相応の理由がある。

他方で、原審において、上告人らが本件各合祀行為等を認識した経緯及びその認識が上告人らに及ぼした影響等に関する具体的な認定及び検討はされていない。

本件情報提供行為に対する国家賠償法1条1項の適用に関しては、(2)イの判断とともに、その判断において考慮すべき事情に加え、上告人らが本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持する人格的利益の性格、上告人らが本件各合祀行為等を認識した経緯、本件各合祀行為等が上記人格的利益に及ぼす影響及びこれらと本件情報提供行為との関連性等の諸事情を考慮し、本件情報提供行為により上記人格的利益が侵害されたものと評価することができるか否かについて検討し判断すべきものである。

(4) 原判決は、(2)イ及び(3)の判断のために考慮すべき重要な事実の認定及び検討を行わないまま、単に本件各合祀行為等が上告人らの主張する人格権等を侵害するものとはいえないことのみを理由に、本件情報提供行為により上記人格権等が侵害されたとはいえない

として、被上告人の損害賠償責任を否定したものであり、国家賠償法1条1項の解釈適用を誤って、必要な審理を尽くさなかった違法があるというべきである。

5(1) 多数意見は、上告人らの請求に係る損害賠償請求権について、平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）724条後段の除斥期間が経過していることが明らかであり、原審が適法に確定した事実及び上告人らの主張を精査しても、被上告人が上記除斥期間の主張をすることが信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情があるとはうかがわれないとする。

(2) 被上告人の上記除斥期間の主張に関し、上告人らは、①被上告人の不法行為は現在に至るまで継続的に行われ終了していない、②除斥期間の起算点は損害の発生時と解すべきであるが、本件情報提供行為により上告人らの精神的損害が生じたのは、本件情報提供行為から相当期間が経過した時点であり、上記損害は本件各合祀継続行為により継続的に発生している、③本件において除斥期間の適用により損害賠償義務を消滅させることは著しく正義、公平の理念に反する等の主張をしたが、第一審及び原審は、これらについて判断していない。

そして、原判決の後に、最高裁令和5年（受）第1319号同6年7月3日大法廷判決・民集78巻3号登載予定（以下「令和6年大法廷判決」という。）は、改正前民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるとして、それまでの判例を変更した。

(3) 上告人らの請求に係る損害賠償請求権は、被上告人の憲法の政教分離規定に違反する行為により、憲法上保障され又は保護される上告人らの人格権等が侵害されたという主張を理由とする。そして、前記事実関係等を前提とした上で、上告人らは、戦没者情報提供行為が、合祀基準に該当する全ての戦没者を合祀するという共通の目的に向けた行為であり、被上告人が、合祀基準の決定及び解釈等について主導的、中心的な役割を担い、合祀基準及び被合祀者の決定を靖國神社と一体として行うなど、合祀は被上告人と靖國神社の密接な連携の下で推進されたものである旨等の主張をする。また、上告人らは、本件各合祀行為が行われた際、靖國神社から合祀の通知を受けておらず、相当の期間が経過した後に、本件各合祀行為等を認識し、これにより、本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持することが妨げられた旨の主張をする。

これらの上告人らの主張（以下「本件主張」という。）

に関し、第一審判決は、本件情報提供行為の違法性に関する検討の中で、関係する諸事情を認定した上で、本件主張（上記の靖國神社からの通知及び本件各合祀行為等の認識に関するものを除く。）を否定する判示をしたが、原判決は、単に本件各合祀行為等が上告人の主張する人格権等を侵害するものとはいえないことのみを理由に、本件情報提供行為により上記人格権等が侵害されたとはいえないとしたものであり、第一審判決の上記検討に係る判示全体を引用しておらず、他に、本件主張について判断を示していない。

そこで、前記事実関係等及び本件主張を前提にして、上告人の請求に係る損害賠償請求権について、除斥期間が経過しており、その除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情がないといえるか否かについて検討する。

(4)ア 戦没者情報提供行為は、宗教法人である靖國神社における中心的な宗教的行為である合祀に関し、被上告人が、靖國神社との多数回の打合会を踏まえ、合祀基準に該当する全ての戦没者の合祀を援助し促進するため、長年にわたり、都道府県の協力を得て、被上告人の経費負担の下で組織的に、靖國神社に対し、合祀の決定に不可欠な情報を調査して提供したものであり、これにより、100万人を超える膨大な数の戦没者の合祀が行われた。

その上で、本件主張を前提にすると、被上告人は、靖國神社との間で、合祀基準に該当する全ての戦没者を合祀するという共通の目的をもって、合祀基準の決定及び解釈等について主導的、中心的な役割を担い、合祀基準及び被合祀者の決定を靖國神社と一体として行っていたものであるから、合祀に係る祭祀が靖國神社において行われるとしても、実質的にみて、両者の行為の全体が、上記目的の実現のため不可分一体の関係にあり、政府の政策による事業として進められるものと評価することができる。

また、朝鮮出身の戦没者を合祀の対象とすることについても、被上告人が、主導的、中心的に、靖國神社と一体として、これを推進したことを前提にすると、本件情報提供行為と本件各合祀行為等も、上記目的の実現のため不可分一体の関係にあると評価することができる。

そうすると、上告人らが本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持する人格的利益は、現在も、本件情報提供行為と不可分一体の行為により侵害が継続し損害が生じているとみる余地がある。

イ 本件主張を前提にすると、上告人らは、本件各合祀行為が行われた際、靖國神社から合祀の通知を受けておらず、相当の期間が経過した後に、本件各合祀行為等を認識した。

上告人らの上記人格的利益は、その平穏な精神生活を維持することが妨げられることによって侵害され損害が生ずるものと考えられ、そのような法益の性質上、本件各合祀行為等を認識して初めて法益が侵害され損害が生ずるということができる。このような場合に法益の侵害と損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であり、不合理である。加害者としても、自己の行為及びこれと不可分一体の行為により侵害し得る法益の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられる。

ウ 以上に鑑みると、前記事実関係等及び本件主張を前提にして、上告人の請求に係る損害賠償請求権については、除斥期間が経過していることが明らかとはいえない。

(5) 令和6年大法廷判決による新たな判例の下での判断は、当該事案が同大法廷判決の事案に匹敵するか否かという比較の問題ではない。不法行為に関する損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を加害者に賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とし、損害の公平な分担を図ることをその理念としており、改正前民法724条後段の除斥期間の主張についても、上記目的及び理念を前提として、同条の趣旨を踏まえ、民法1条の基本原則に従い、具体的な事実関係について判断すべきである（同大法廷判決における私の補足意見参照）。

改正前民法724条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解されるところ、本件主張を前提にすると、本件情報提供行為は、憲法20条3項の政教分離規定に違反し、これにより、憲法13条及び20条1項の趣旨に照らし尊重されるべき上告人らの上記人格的利益が侵害されたものであり、現在も、本件情報提供行為と不可分一体の行為により侵害が継続し損害が生じているとみる余地がある。このような本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ない。

そして、本件主張を前提にすると、本件情報提供行為は、長年にわたる政府の政策による事業の一環として行われたものということができ、また、被上告人及び靖國神社の所蔵資料等に基づき国会図書館調査及び立法考査局編集「新編 靖國神社問題資料集」（平成19年）が刊行され、被上告人が靖國神社に送付した祭神名票及びこれに基づいて靖國神社が作成した靈璽簿等が現在も靖國神社において保管管理されている。このような加害行為の性質及び関係証拠の状況に照らし、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為

の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。そうすると、本件には改正前民法724条の趣旨が妥当しない面がある。

その上で、本件主張を前提にすると、被上告人は、靖國神社における合祀に対する直接的な協力という政教分離制度の中心的な問題において憲法に違反し、約30年もの長期にわたり、政府の政策として、憲法上保護される上記人格的利益を有する者に対し、個人の尊厳及び幸福追求に深く関わる犠牲を求める施策を実施してきたということができる。また、被上告人は、我が国と朝鮮との歴史的な関係等に鑑み、大韓民国等には上告人らのように合祀を望まない遺族がいることや、その合祀により、上記人格的利益の侵害が生じ得るとともに、合祀が継続する限り、その侵害も継続して損害が生じ得ることを十分に想定しながら、合祀を推進したものということができる。これらを前提にすると、被上告人の責任は極めて重大であるといってよい。

さらに、本件主張を前提にして、上告人らは、本件各合祀行為から相当の期間が経過した後に、本件各合祀行為等を認識してその平穏な精神生活を維持することが妨げられることにより、上記人格的利益が侵害され損害が生じたものということができる。上告人らが、これを認識しない時期において、被上告人の本件情報提供行為の違法を主張して損害賠償請求権を行使することは不可能であり、被上告人としても、相当の期間が経過した後に損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられる。

以上の諸事情に照らすと、前記事実関係等及び本件主張を前提にして、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、上告人らの請求に係る損害賠償請求権が消滅したものとして被上告人がその責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないと評価することには理由がある。

(6) 以上の検討からすると、前記事実関係等及び本件主張を前提にして、上告人らの請求に係る損害賠償請求権については、除斥期間が経過していることが明らかとはいえない上、除斥期間の主張が信義則に違反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情がないということもできない。

本件において、除斥期間に関する判断を行うためには、事実審において、本件主張に関し、様々な事情を踏まえて十分な検討を行うことが不可欠であり、原判決が重要な事実の認定及び検討を欠いている以上、更に必要な審理を尽くすべきものといわざるを得ない。

6 以上のとおりであり、原判決が被上告人の損害賠償責任を否定した判断は、国家賠償法1条1項の解

釈適用を誤って、必要な審理を尽くさなかった違法があり、これは、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決を破棄して事件を原裁判所に差し戻すのが相当である。

(裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 三浦 守 裁判官
草野耕一 裁判官 尾島 明)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 檢察官が被疑者として取り調べた者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体が、民訴法220条3号所定のいわゆる法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した上記記録媒体の所持者である国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例

令和6年(許)第5号
令6・10・16二小決 破棄自判
裁判集民271号本誌1850号

刑事事件の被疑者の1人として逮捕、勾留され、上記刑事事件について起訴されたが、無罪判決を受けたXが、上記の逮捕、勾留及び起訴が違法であると主張して国家賠償を求める本案訴訟において、検察官がAを上記刑事事件の被疑者の1人として取り調べる際にAの供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体のうちXに係る上記刑事事件の公判において取り調べられなかった部分について、民訴法220条3号所定のいわゆる法律関係文書に該当することを理由として文書提出命令の申立てをした場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した上記部分の所持者である国の判断は、次の(1)~(3)など判示の事情の下では、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである。

- (1) 上記本案訴訟においては、AがXとの共謀の有無に関連して從前と異なる供述をするに至ったことに対する検察官Bの言動の影響の有無、程度、内容等が深刻に争われているところ、その審理を担当する原々審は、上記部分がBのAに対する取調べの具体的な状況及び内容を立証するのに最も適切な証拠であり、上記記録媒体の一部分の反証書面や人証によって代替することは困難であるとして、上記部分を取り調べる必要性の程度が高いと判断した。
- (2) Xが、Aに対し、Aが上記の供述をしたこと等によりXをえん罪に陥れたと主張して損害賠償を求める訴訟において、XとAとの間に訴訟上の和解が成立し、上記和解において、Aが上記記録媒体の証拠採用に反対せず、XもAのプライバシーの

- 保護に最大限配慮することを明確に合意している。
(3) 上記刑事事件に関与したとされる者のうち、Xについては無罪判決が確定し、X以外の者について捜査や公判が続けられていることもうかがわれない。

(補足意見がある。)

- 大学の講師の職が大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとされた事例

令和5年(受)第906号
令6・10・31一小判 破棄差戻し
裁判集民271号本誌1850号

大学の人間生活学部人間生活学科生活福祉コースにおいて、介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されていたなど判示の事情の下においては、上記コースの講師の職は、大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たる。

記事

◎叙位・叙勲 (11月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲 (令和6年11月、死亡者のみ)」
のとおり

◎人事異動

定年退官

盛岡地方・家庭裁判所長 浦野真美子 (12月24日)

盛岡地方・家庭裁判所長

東京地方・家庭裁判所立川支部判事 岡田健彦

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

東京高等裁判所判事 北村 和 (以上12月25日)

前橋地方裁判所長

前橋地方・家庭裁判所長 門田友昌

前橋家庭裁判所長

福岡高等裁判所判事 市川太志 (以上12月26日)

定年退官

仙台高等裁判所判事 渡邊英敬

福岡簡易裁判所判事 岸和田羊一

富良野簡易裁判所判事 小松 貢 (以上1月2日)

富良野簡易裁判所判事 木村年行

札幌簡易裁判所判事 (1月3日)

定年退官 仙台高等裁判所判事 綱島公彦 (1月5日)

福岡高等裁判所判事 平塚浩司

東京高等裁判所判事 (1月6日)

定年退官 名古屋高等裁判所長官 八木一洋

富山簡易裁判所判事 山田孝哉 (以上1月7日)

名古屋高等裁判所長官 渡部勇次

東京地方裁判所長 後藤 健 (以上1月8日)

定年退官 仙台簡易裁判所判事 細谷和信 (1月9日)

定年退官

大阪簡易裁判所判事 武田雄二郎 (1月10日)

東京地方裁判所判事 清藤健一

事務総局デジタル審議官

事務総局デジタル審議官

事務総局デジタル審議官付参事官兼総務局参事官 榎本光宏

事務総局デジタル審議官付参事官兼総務局参事官

東京高等裁判所判事 長田雅之

東京高等裁判所判事 小出邦夫

さいたま地方裁判所長 金子 修

さいたま地方裁判所長 萩本 修

東京高等裁判所判事 横浜家庭裁判所長 阪本 勝

横浜家庭裁判所長 森木田邦裕

大阪高等裁判所判事 黒田 豊

京都家庭裁判所長 龍見 昇

京都家庭裁判所長 島戸 真

徳島地方・家庭裁判所長 加藤 亮

徳島地方・家庭裁判所長 野口宣大 (以上1月15日)

大阪高等裁判所判事 松川充康

事務総局経理局総務課長

事務総局経理局総務課長 真鍋浩之 (以上1月16日)

大阪地方裁判所判事 近江弘行 (1月20日)

最高裁判所規則

◎裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

(令和六年一二月二五日公布 最高裁判所規則第一六号)

(本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の裁判官の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

◎裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文＝別添のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 紫 (令和6年11月、死亡者のみ)

東京高等裁判所判事	森 英 明	11. 1	従三位 瑞重
元広島高等裁判所長官	清 水 澄	11. 13	正三位
元東京高等裁判所判事	木 谷 明	11. 21	従三位
元最高裁判所長官	山 口 繁	11. 27	従二位
元大津地方裁判所事務局長	村 上 二 郎	11. 28	正六位 瑞双
元札幌地方裁判所民事速記管理官	田 中 滿	11. 30	従五位 瑞双

裁判所時報第1855号別添

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）

(傍線の部分は改正部分)

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
五号の報酬月額の報酬	一九,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十号の報酬月	
七号の報酬月額の報酬	四六,〇〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
六号の報酬月額の報酬	三一,八〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十一号の報酬	
月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
易裁判所判事	
七号の報酬月額の報酬	四五,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
五号の報酬月額の報酬	一九,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十号の報酬月	

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
五号の報酬月額の報酬	一九,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十号の報酬月	

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
八号の報酬月額の報酬	五四,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十三号の報酬	
月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
易裁判所判事	
(略)	
(略)	

裁判官の報酬を受ける簡易裁判所判事	別表第一（第二条関係）
報酬法別表判事補の項	初任給調整手当の月額
八号の報酬月額の報酬	五四,一〇〇円
を受ける判事補	
報酬法別表簡易裁判所	
判事の項十三号の報酬	
月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
易裁判所判事	
(同上)	
(同上)	